

## 暴力団等反社会的勢力排除に関する誓約書

株式会社 中 村 組  
取締役社長 中村嘉宏 様

当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、次の事項について誓約し、本書を差し入れます。

1. 当社または当社の下請負者及びその代表者、役員等、経営に実質的に関与するもの（下請負が数次に亘るときはそのすべてを含む、以下「当社及び当社の下請負者」とする）は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等、その他暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）のいずれでもないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 当社及び当社の下請負者が次の各号の一つに該当する場合、何らの催告を要さずに、貴社との間で結ばれる全ての契約・取引について解除されることに一切の異議申し立てをしません。
  - (1) 反社会的勢力に属すると認められるとき。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、貴社または貴社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。
3. 当社は、当社及び当社の下請負者が反社会的勢力による不当要求または工事妨害（以下「不当要求」という）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに貴社にこれを報告し、貴社の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行います。また、正当な理由なくこれに違反した場合、何らの催告を要さずに、貴社との間で結ばれる全ての契約・取引について解除されることに一切の異議申し立てをしません。
4. 第2項及び第3項により、貴社より契約・取引を解除された場合には、当社に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要求せず、また、かかる解除により貴社に損害が生じた時は、当社はその損害を賠償します。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印